明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（四四）　三
○公職選挙法の一部を改正する法律（四五）　一七
○復興庁設置法等の一部を改正する法律（四六）　三
○自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律（四七）　三
○著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律（四八）　三三
○強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（四九）　三七
○金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（五〇）　六〇
○公益通報者保護法の一部を改正する法律（五一）　五九
○地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（五二）　九六
○聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（五三）　一〇八

〔政　令〕
○道路交通法施行令の一部を改正する政令（一八一）　一二三
○土地基本法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一八二）　一二三
○国土調査法施行令等の一部を改正する政令（一八三）　一二三
○沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（一八四）　一二四
○福島復興再生特別措置法施行令及び厚生年金保険法施行令の一部を改正する政令（一八五）　一二五
○電気事業法施行令の一部を改正する政令（一八六）　一二五

〔内閣官房令〕
○寒冷地手当支給規則等の一部を改正する内閣官房令（内閣官房四）　一二六

〔府　令〕
○道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府四五）　一二九
○財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（同四六）　一三〇

〔省　令〕
○国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（財務四八）　一三八
○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛一）　一四二
○社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令及び社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働一二二）　一四三
○新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働・経済産業・環境二）　一四四
○独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（経済産業五五）　一四四
○電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（同五六）　一四五
○経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同五七）　一四五

〔規　則〕
○人事院規則一―七四（職員の公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への派遣）（人事院一―七四）　一五四
○人事院規則一―七五（復興庁設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備に関する人事院規則）（同一―七五）　一五五
○指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則（国家公安委八）　一五八

〔告　示〕
○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の規定に基づく事由及び財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣及び防衛大臣が定める期限を定める件（財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛一）　一四四
○新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の規定に基づく事由並びに厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が定める期限を定める件（厚生労働・経済産業・環境五）　一四五
○経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の規定に基づく事由及び経済産業大臣が定める期限を定める件（経済産業一二七）　一四七
○電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準の一部を改正する件（経済産業・環境七）　一五一

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。